

宮城県道路メンテナンス会議規約

(名 称)

第1条 本会は「宮城県道路メンテナンス会議」（以下「会議」という。）という。

(目 的)

第2条 会議は、道路法第28条の2の規定に基づき設置するもので、宮城県内の安全かつ円滑な交通の確保及び効率的な道路管理を実現することを目的とする。

(事 業)

第3条 会議は第2条の目的を推進するため、次の事業を実施する。

- (1)道路メンテナンスに関する情報共有（技術基準説明会や現地研修会の実施、損傷事例や対応事例、点検や措置状況等）に関する事業
- (2)関係者の意見調整（点検、補修等に重点的に取り組むべき路線に関する意見調整、対外協議に関する調整等）に関する事業
- (3)国民・道路利用者等を対象とした広報（点検結果や構造物の健全度に関する情報発信、老朽化対策に対する関心と理解の醸成等）に関する事業
- (4)前各号に掲げるものの他、会議の設立の目的に沿った活動の企画及び実施に関する事業

(構 成)

第4条 会議は別紙に掲げる関係機関をもって構成する。

- 2 会議には、会長及び副会長を置くものとし、会長は東北地方整備局仙台河川国道事務所長、副会長は宮城県土木部道路課長とする。
- 3 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
- 4 会長は、必要に応じて地区会議の設置をすることができる。
- 5 会長は、会員以外の者で、老朽化対策に関わりが深い者をオブザーバーとして出席させることができる。
- 6 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うための「専門部会」を設置できる。

(事務局)

第5条 会議における事務は、東北地方整備局道路部、東北地方整備局仙台河川国道事務所道路管理第二課、東北技術事務所維持管理技術課及び宮城県土木部道路課において処理する。

(雑 則)

第6条 本規約に定めるもののほか、会議の実施のため必要な事項は運営細則で定める。

- 2 本規約及び運営細則の改廃は会議で定める。ただし、軽微な改正等については、会議事務局で行い、会議会員に通知するものとする。

附 則（施行期日） この規約は、平成26年6月10日から施行する。

別紙

宮城県道路メンテナンス会議構成機関

(構成機関)

仙台市建設局道路部道路管理課

石巻市建設部道路課

塩竈市建設部土木課

気仙沼市建設部土木課

白石市建設部建設課

名取市建設部土木課

角田市産業建設部土木課

多賀城市建設部道路公園課

岩沼市建設部土木課

登米市建設部土木管理課

栗原市建設部建設課

東松島市建設部建設課

大崎市建設部建設課

蔵王町建設課

七ヶ宿町建設課

大河原町地域整備課

村田町建設課

柴田町都市建設課

川崎町建設水道課

丸森町建設課

亘理町都市建設課

山元町まちづくり整備課

松島町建設課

七ヶ浜町建設課

利府町地域整備課

大和町都市建設課

大郷町地域整備課

富谷町建設部都市整備課

大衡村農林建設課

色麻町建設水道課

加美町建設課

涌谷町建設課

美里町建設課

女川町建設課

南三陸町建設課

東日本高速道路(株)東北支社技術部技術企画課
宮城県道路公社建設部道路管理課
宮城県土木部道路課
東北地方整備局道路部
東北地方整備局仙台河川国道事務所

(オブザーバー)
公益社団法人宮城県建設センター

宮城県道路メンテナンス会議運営細則（案）

（事業）

- 第1条 本細則は宮城県道路メンテナンス会議規約（以下「規約」という。）
第6条第1項に基づき、会議の運営に関する事項を定める。

（幹事会）

- 第2条 会議の運営について幹事会を設置し、必要に応じて開催するものとする。
2 幹事会は別紙1に掲げる関係機関で構成する。

（会議の招集及び運営）

- 第3条 会議の招集は各機関の要請に基づき、事務局が行う。
2 会議の運営（会議進行等）は事務局が行う。
3 幹事会の運営についても第1項及び第2項を適用する。

附 則（施行期日） この規約は、平成26年6月10日から施行する。

別紙 1

宮城県道路メンテナンス会議幹事会構成機関

(構成機関)

宮城県土木部道路課

東北地方整備局道路部（地域道路グループ、道路保全グループ）

東北地方整備局仙台河川国道事務所道路管理第二課

東北地方整備局東北技術事務所維持管理技術課